

大日本帝国政府

一九三九年五月十二日
昭和十九年五月十二日

車輛省機動課局長
高橋明達

官内省内閣審主計課長
大藏省大臣官房會計課長
司法省大臣官房會計課長
文部省農務局資材課長
厚生省大臣官房總務課長
農商省大臣官房會計課長
軍需省大臣官房會計課長
運輸省大臣官房會計課長
郵便省郵務局貿易課長

（連名各通）

記

昭和十九年度第一回半期官庫自動車運営二回スル件

昭和十九年度第一回半期官庫自動車左記ノ通り運営費スベキニ付
運営費信省自動車局ニ連絡セラレ度

大藏自動車

記

バ ン 鋼 代 替 打 合 懇 談 會

日 時

昭和19年4月14日 自13時半 至15時半

會 場

本會第一會議室

出席者

内 閣 大堀參事官

軍 需 省 寺澤技師

モーゼル 田熊 小根山

日 產 鋼 谷

トヨタ 野間口 島田 中村 奥寺

統 制 會 久保田 平岩 田中 貢井

議 事

1. 内閣大堀參事官より要望ニヨリ自動車ニ使用スル特殊鋼，過半ヲ古メルシャシバ永（バ永鋼第7種）ヲ〇規格炭素鋼ニ代替スル可能性ニツキ技術的ノ検討ヲナス。
2. 上記代替ノ要望セラル、理由ハ製鋼法ノ問題ナルヲ以テ、現在大部分ハ電氣爐製鋼法ニ依リツ、アルバ永鋼ヲ全部平爐製鋼法ニ轉換セシムル力或ハバ永鋼ヲ特殊鋼ノ粹ヨリ外ニコトモ一解結法ナリ。
3. 現行〇規格中ニハバ永鋼第7種ニ代替可能ナルモノトシ。

決 定 事 項

1. 日產ニ於テバ永鋼第7種及第5種ニツキ電氣爐製鋼ニヨル之モア下平爐製鋼法ニヨルモノトノ比較試験ヲ行フ。
2. 〇規格ニハバ永鋼第7種相當ノ規格ヲ加ヘル件ニツキ官廳盡力ノ下ニ努力ヌルコト。

特
徴

410

銅
掛

Th

600
410

Pz

270

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>

- 〔本規則中乗用車ノ修理ハ極力之ヲ抑制シ乗合車ヘ地方ノ實情ヲ
考慮シテ之ヲ修理ヲ制限スルモノトス
〔資材・燃料油脂等ノ配給ニ當リテハ徹底的ニ實働車ヲ基準トス